

令和6～8年度
県単 道路防災電気設備保守点検業務

特記仕様書

令和6年3月

諏訪建設事務所

1 総則

1-1 目的

本仕様書は、道路における電気設備、換気設備及びそれに関連するその他の設備（以下「設備」という。）を常に良好な状態に保持し、十分な機能確保するため、維持管理に必要な維持保守点検の仕様を示す。

1-2 適用の範囲

本仕様書は、諏訪建設事務所が管理している道路の設備の維持保守点検に適用する。

1-3 定義

「点検」とは、設備の異常現象や故障の有無の発見、機能の良否判定のために実施する巡視、計測、作動テスト及びそれに対する処置方法の判定並びにその記録をいう。「維持保守」とは、故障予防または、点検による判定の結果、機能保持及び復帰のために実施する清掃、調整、給油脂、修理、部品交換の作業及び記録をいう。

1-4 維持保守点検

設備は、その機能を保守するために点検項目を定め、定期的に安全かつ合理的に維持保守点検を行うものとする。

1-5 予備品

点検時に交換の必要がある消耗品、及び過去の実績から予想できる故障でその頻度が大きく簡単に交換できるものについては、必要数を予備品として保有するものとし、使用した材料及び材料費については、報告し、別途請求するものとする。

1-6 記録

運転、点検、整備及び故障の内容は、正確に記録しておくものとする。

1-7 歩掛

当業務に係る点検歩掛は、電気メンテナンス業者、メーカー両者による点検を考慮して策定しており、各設備点検項目数に係わらず、増減しないものとする。

2 維持保守点検

2-1 維持保守点検の内容

保守点検の区分は下記に示すものとする。詳細の点検項目については別紙表に示す各項目とする。なお同表に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要と思われるものについてはこれを充足するものとする。

- (1) 3ヶ月点検
- (2) 6ヶ月点検
- (3) 12ヶ月点検
- (4) 中部電気保安協会立会

電気設備の効率的な保守点検が行えるよう中部電気保安協会が年1回行う年次点検（定期点検B）に現場代理人は立会うものとする。

2-2 保守点検の回数

表-1 に示す時期に所定の点検を実施するものとする。

ただし、時期は監督員と協議の上、変更することができるものとする。

表-1 電気設備保守点検年間計画表

種別 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3ヶ月点検					●						●		2
6ヶ月点検		●											1
12ヶ月点検								●					1

2-3 保守点検方法

点検については、点検者の「目視」、「指触」、「聴覚」によるほかに必要に応じて計器測定、総合運転を行い点検するものとする。

点検の結果、整備が必要なときは監督員と協議の上、実施するものとする。またその際に必要となった消耗品、交換部品については、別途請求をあげるものとする。ただし、緊急を要する場合、軽微な交換については、適用しない。

2-4 緊急時の対応（管理業務）

事故・故障等が発生した場合は、監督員と協議の上、迅速に対応するものとする。

3 期 間

令和6年4月1日より令和9年3月31日までとする。

4 一般事項

4-1 受注者は、担当者を配置すること。

4-2 受注者は、規律ある態度で勤務するものとし、勤務中所定の制服及び名札等を着用するものとする。

4-3 本特記仕様書に定めるほか「設備」を保全するために必要と認められる事項については、管理業務として受注者の責任において実施するものとする。実施後、将来的に改善すべき点がある場合、監督員と協議するものとする。

4-4 受注者は、契約締結後、業務計画書を作成し、監督員と協議し、業務計画に基づいて業務を遂行すること。

4-5 受注者は、使用部品の変更又は軽微な改造等を実施しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議すること。

4-6 受注者は、保守点検業務を実施する場合（業務遂行に当たり）交通事故防止に細心最大の注意を払うこと。また、保守点検の実施に当たり、通行規制が必要な場合は、実施の2週間前までに『通行制限願』を諏訪建設事務所長あて提出すること。

4-7 トンネル内で業務に当たる車両は、前照灯及び作業灯を常時点灯しなければならない。

4-8 トンネル内には、一般車両を滞留させてはならない。

4-9 受注者は、部品・機器等を交換したときは確認を受けるものとし、旧部品等の処分は確認後に行うものとする。

5 提出書類、報告書等

5-1 受注者は、1日の維持保守点検を完了後、翌日までにその都度維持保守点検日報書に点検内容、点検人員及び構成等を記入し監督員の確認を受けなければならない。

5-2 受注者は、部品を交換したときは、監督員に報告するとともに、交換後の旧部品を返納し、確認を受けなければならない。

5-3 受注者は下記書類を提出日までに監督員に提出するものとする。

(提出書類)	(提出日)
1 業務計画書又は施工計画書	年間業務点検開始前
2 作業予定書	各ヶ月業務点検開始前
3 保守点検業務日誌	各業務点検日が終了した翌日まで
4 保守点検業務作業報告書	各ヶ月業務点検終了後2週間以内
5 保守点検内容報告書(点検結果)	各ヶ月業務点検終了後2週間以内
6 消耗品、交換部品一覧表	各ヶ月業務点検終了後2週間以内
7 計測結果等	必要に応じ
8 点検写真	主な作業につき1枚とし点検結果とともに提出
9 上記をとりまとめた竣工書類	年間業務点検完了後
10 その他必要な書類	必要に応じ

6 施工条件、施工体制

6-1 各道路区間では複数の工事を実施するので、施工に伴う交通規制および工程等各施工者間の調整が必要となる。安全且つ円滑に工事を施工するため、これらの施工者は「工事安全対策連絡協議会」を組織し互いに調整を計ること。

6-2 交通規制を極力短縮するため、各道路トンネルの規制期間内において他工事を行う場合は、可能な限り同時施工できるように工程を調整すること。

なお、交通誘導員は予定している他の工事と調整して計上してあり、工程・施工時期がやむをえず相違する場合及び予定以上同時施工された場合は変更の対象とする。

6－3 過去5年間に延長1,000m以上のトンネルに係る保守点検業務（トンネル防災電気設備）の履行実績を有する者であること。また、緊急時の復旧対応のため、県内の本社、支店、営業所2時間以内に現場に急行できること。なお、急行する者は協力会社を含まない。

※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成30年4月1日から公告日の前日までに完了した業務が該当する。

7 疑義

本特記仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、監督員・受注者間で協議し決定するものとする。

(資料)

別紙 1	電気設備業務数量総括表
別紙 2	電気設備点検設備数量表
別紙 3	電気設備点検設備項目表
別紙 4	換気設備業務数量総括表
別紙 5	換気設備点検設備項目表